

## ◎引き上げ分の地方消費税収について

消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%に、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(年金、医療、介護、少子化)の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることとなります。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 525,000 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	4,219,751	2,810,465	0	53,495	1,355,791
社会保険	1,099,865	186,169	0	0	913,696
保健衛生	449,280	12,005	0	4,497	432,778
合計	5,768,896	3,008,639	0	57,992	2,702,265

※事務費、人件費は除外